

令和5年度統計法施行状況に関する審議の進め方について（案）

1 基本的な考え方

- 本審議は、統計委員会が、統計法第55条の枠組みの中で、基本計画に掲げられた事項についての各府省の取組状況などを把握することにより、統計法の施行状況について確認を行い、その着実な推進を図るために実施
- 令和5年度は、第IV期基本計画の初年度であり、各府省の取組も端緒の段階であると思われることから、同年度内に取り組むこととされている事項を中心に重要事項を絞り込んで審議を行うことを想定

2 具体的な審議の進め方について

（1）全体の流れ

以下のとおり、想定（別添参照）

- 7月の企画部会で審議の進め方と具体的な審議事項を決定
- 8月の企画部会で審議
- 9月の企画部会で審議結果を取りまとめ

（2）審議事項の選定の考え方（案）

基本計画に掲げられた事項の中から次の4点を考慮し、審議候補事項を選定する。

- ① 実施時期が「令和5年度（2023年度）末までに実施する（結論を得る）。」とされている事項及び「令和6年（2024年）調査の企画時期までに結論を得る。」とされている事項（9件）
- ② 実施時期が「可能な限り早期に実施する（結論を得る）。」とされている事項（2件）
- ③ 実施時期が「令和5年度（2023年度）から実施する。」とされているもののうち、検討状況又は進捗状況の詳細を確認する必要がある事項（2件）
- ④ 関連指標等に関する取組事項（第3部「項目別実施状況」記載事項）（8類型32件）

その他の事項も含め委員から意見を収集の上、部会の協議を経て具体的な審議事項を決定する。審議事項については、統計委員会や各部会における個別事項に関する議論の状況等を考慮し、数件程度を想定。

（3）審議方法

審議は、審議事項に関して関係府省から資料の提出を求めた上で、関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を精査するという方法で実施し、結果を取りまとめる。

（４）審議部会

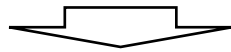
企画部会で行う。ただし、取り上げる事項によっては、その専門性を踏まえ、より適切な部会において内容を議論し、その結果を踏まえ対応することも可能とする。

(別添)

令和5年度施行状況報告に関する審議スケジュール（想定）

7月 統計委員会・企画部会

- ・ 総務省から報告
- ・ 企画部会に付託
- ・ 委員意見等を踏まえ選定した審議候補事項を提示し、協議の上、決定



8月 企画部会

- ・ 審議



9月 企画部会

- ・ 審議結果報告書案の提示・決定